

## 敦賀港長公示 第3号

港則法第39条第1項の規定により、敦賀港において次のとおり船舶の航泊を禁止したので、同法第39条第2項の規定により公示する。

令和元年6月14日

敦 賀 港 長



### 敦賀港における航泊の禁止について

敦賀港において、下記により船舶の航泊を禁止する。

ただし、敦賀港長が認可した船舶及びろかいのみをもって運航する船舶については、本公示対象船舶から除外する。

#### 記

1. 期間 令和元年7月7日（日）～令和元年8月18日（日）
2. 区域 気比の松原海水浴場及び花城海水浴場  
(別図内の各点を順次結んだ線及び陸岸により囲まれた海域)
3. 備考 航泊禁止区域は、オレンジ色のブイにより明示される。  
救難、警備業務に従事する船舶は除外する。

起点：敦賀港金ヶ崎防波堤灯台  
A点：起点から真方位199度900メートル  
B点：A点から真方位353度200メートル  
C点：B点から真方位281度810メートル  
D点：C点から真方位208度130メートル  
E点：D点から真方位304度40メートル  
F点：E点から真方位208度70メートル

